

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	4-1
処分の種類	学校の閉鎖命令			
根拠法令条例等・条項	学校教育法第13条			
処分の概要	<p>学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定により監督庁のなした命令に違反したとき、6カ月以上授業を行わなかったときに、当該学校の閉鎖を命ずること。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】学校教育法第13条 〔学校の閉鎖の命令〕 第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>一 法令の規定に故意に違反したとき 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 三 六箇月以上授業を行わなかったとき</p>			
基準の制定根拠	—			